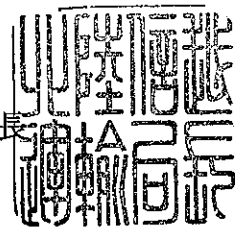




北信交旅第60号  
北信交貨第15号  
北信技保第24号  
平成24年4月19日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

標記について、自動車局長から別紙（平成24年4月16日付け国自安第74号の2、国自旅第175号の2、国自貨第83号の2）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に対し周知願います。

なお、「自動車安全運転センターから提供される事業用自動車に係る事故情報に基づく特定診断の受診及び特別講習の受講の徹底について」（平成15年8月29日付け北信技整第186号、北信交旅第320号、北信交貨第185号）は廃止する。



国自安第 74号の2  
国自旅第175号の2  
国自貨第 83号の2  
平成24年4月16日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

標記について、別添のとおり関係団体に通達したので了知されるとともに、関係事業者に対して指導されたい。

なお、「自動車安全運転センターから提供される事業用自動車に係る事故情報に基づく特定診断の受診及び特別講習の受講の徹底について」（平成15年8月22日国自総第205号、国自旅第97号、国自貨第52号）は、廃止する。

別添

国自安第 74号

国自旅第 175号

平成24年4月16日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿  
高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国土交通省自動車局長

運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、「旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで旅客自動車運送事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、旅客自動車運送事業者は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

## 記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講

習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。

また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。

別添

国自安第74号

国自貨第83号

平成24年4月16日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
全国貨物自動車運送適正化事業  
実施機関本部長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長

運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、一般貨物自動車運送事業者等は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで一般貨物自動車運送事業者等は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、一般貨物自動車運送事業者等は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

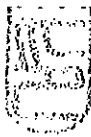
つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。

また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

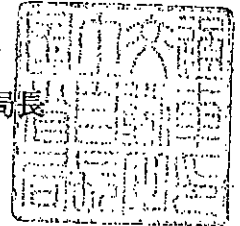
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。



国自安第 74号  
国自旅第 175号  
平成24年4月16日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、「旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで旅客自動車運送事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、旅客自動車運送事業者は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。

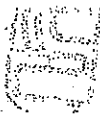
また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管

理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。

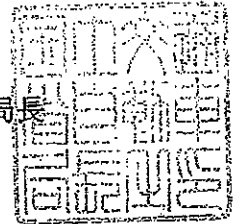




国自安第 74号  
国自旅第 175号  
平成24年4月16日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、「旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで旅客自動車運送事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、旅客自動車運送事業者は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。  
また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管

理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

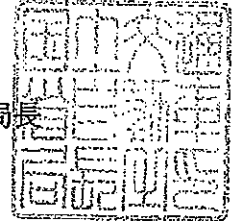
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。



国自安第 74号  
国自旅第 175号  
平成24年4月16日

社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、「旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで旅客自動車運送事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、旅客自動車運送事業者は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。

また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管

理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

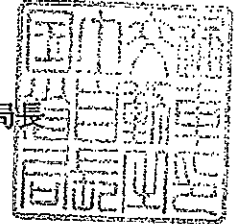
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。



国自安第 74号  
国自旅第 175号  
平成24年4月16日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、「旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで旅客自動車運送事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、旅客自動車運送事業者は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。  
また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管

理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

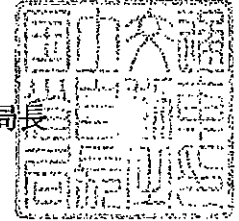
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。



国自安第 74号  
国自旅第 175号  
平成24年4月16日

高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、「旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで旅客自動車運送事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、旅客自動車運送事業者は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。  
また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管

理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。

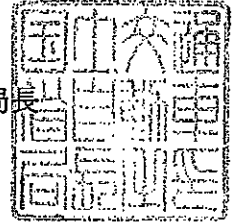




国自安第74号  
国自貨第83号  
平成24年4月16日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、一般貨物自動車運送事業者等は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで一般貨物自動車運送事業者等は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、一般貨物自動車運送事業者等は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。  
また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管

理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

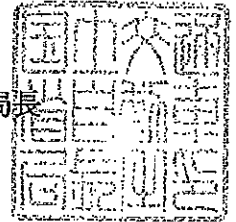
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。



国自安第74号  
国自貨第83号  
平成24年4月16日

全国貨物自動車運送適正化事業  
実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、一般貨物自動車運送事業者等は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで一般貨物自動車運送事業者等は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、一般貨物自動車運送事業者等は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

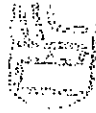
つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。

また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

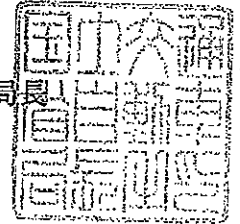
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。



国自安第74号  
国自貨第83号  
平成24年4月16日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長



運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に  
関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、一般貨物自動車運送事業者等は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで一般貨物自動車運送事業者等は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、一般貨物自動車運送事業者等は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。  
また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管

理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。

「自動車安全運転センターから提供される事業用自動車に係る事故情報に基づく特定診断の受診及び特別講習の受講の徹底について」の廃止について（新旧対照表）

新	旧
<p>(廃止)</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車安全運転センターから提供される事業用自動車に係る事故情報に基づく特定診断の受診及び特別講習の受講の徹底について</p> <p>自動車交通安全局長</p> <p>自動車運送事業者は、死者又は負傷者を生じた事故を引き起こした事業用自動車の運転者（以下「事故惹起運転者」という。）に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第38条第2項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第2項に基づき、事故惹起運転者を対象とした適性診断として国土交通大臣が認定したものを（以下「特定診断」という。）を受診させるとともに、当該事故が死者又は重傷者を生じた事故であった場合には、当該事故について相当の責任を有する運行管理者（以下「事故責任運行管理者」という。）を受講させることが義務付けられている。</p> <p>今後、自動車安全運転センターから提供される事故情報を毎月運輸支局に送付するので、これに基づき、事故惹起運転者が所屬する自動車運送事業者を把握し、当該運転者に対して、特定診断を受診させるよう奨励するとともに、当該事故が死者又は重傷者を生じた事故であった場合には、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第3条第1項に基づき自動車事故報告書を確認させるよう研修の通知を行うことにより、特定診断の受診及び特別講習の受講の徹底を図ることとされたい。また、今般の措置について管内関係事業者に対して周知されたい。</p> <p>なお、事故情報は個人情報であることから、その取扱いについては、「国土交通省情報セキュリティポリシー（平成13年4月27日国土交通省IT政策委員会決定）」に基づき、目的外の使用、外部への不正な持ち出し及び改ざん等の防止に万全を期されたい。</p>	<p>国自総第 205号 国自旅第 97号 国自貨第 52号 平成15年 8月22日</p>

また、関係事業者団体並びに特定診断及び特別講習の実施者に対しても別紙のとおり通達したので申し添える。